

墨田区 男女共同参画推進プラン (第6次) 概要版(案)

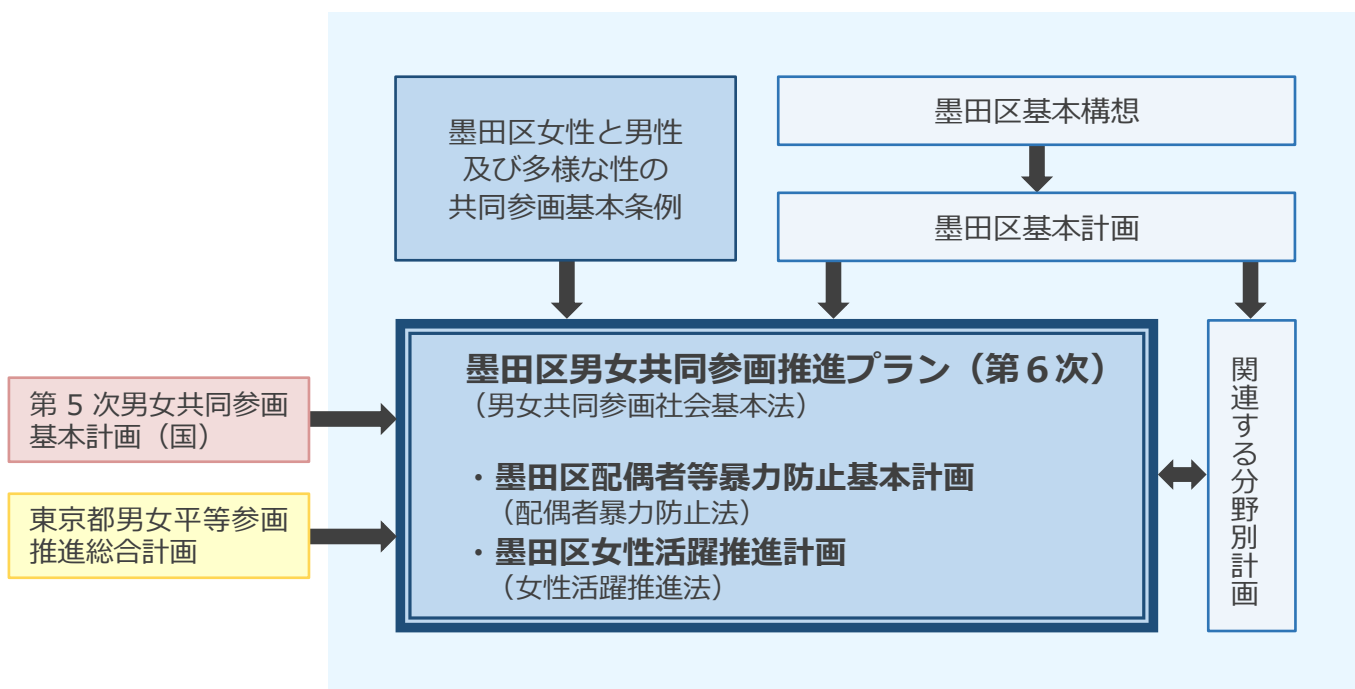
2024(令和6)年度～2028(令和10)年度

1 計画の目的

墨田区では、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を一部改正し、2023(令和5)年に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」として施行しました。この条例に基づき、すみだの男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を定めるものです。

2 計画の位置付け

本プランの位置付けは次のとおりです。



3 計画の期間

この計画の期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間とします。

〔計画期間〕

1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国 男女共同参画基本計画					国 第2次男女共同参画基本計画					国 第3次男女共同参画基本計画				
H14～H18年度 東京都男女平等推進総合計画					H19～H23年度 東京都男女平等推進総合計画					H24～H28年度 東京都男女平等推進総合計画				
墨田区男女平等推進プラン（第1次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第2次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第3次）				

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国 第3次男女共同参画基本計画		国 第4次男女共同参画基本計画					国 第5次男女共同参画基本計画							
H24～H28年度 東京都男女平等推進総合計画		H29～R3年度 東京都男女平等推進総合計画					R4～R8年度 東京都男女平等推進総合計画							
墨田区男女共同参画推進プラン（第4次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）					墨田区男女共同参画推進プラン（第6次）				

SDGs (Sustainable Development Goals) とのかかわり

2015（平成27）年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられています。誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持ち、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。また、17の目標の1つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が含まれています。

2021（令和3）年度に、墨田区はSDGsの達成に向けて特に優れた先導的な取組をしているとして、「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。SDGs未来都市すみだとして、墨田区が目指す持続可能な“すみだ”として、「個性が尊重され、障害や性別・年齢に関わらず誰もが活躍できること」を示し、ジェンダー平等に向けて取組を強化します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例

社会的な慣習等により固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、2005（平成17）年に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、男女共同参画社会の実現のために取り組んできました。しかしながら、今なお多くの課題が残されていることから、依然として残る女性と男性の格差の解消とともに、性の多様性を尊重し、誰もがともに責任を分かち合い協働するすみだの新たな男女共同参画社会の実現を目指すため、条例を一部改正し、2023（令和5）年4月から「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」として施行しました。

基本理念

- (1) 全ての人々が性別等に起因する差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- (3) 全ての人々が性別等による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (4) 性別等にかかわらず、全ての人々が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重され、全ての人の生き方を尊重し合うこと。
- (6) 家庭において、全ての人々が対等な構成員として、その人権を尊重し、かつ、協力し合うこと。
- (7) 性別等にかかわらず、全ての人々が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

4 計画の基本理念

この計画では、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に示された基本理念を、計画の柱に位置付けるとともに、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」で掲げた基本理念を踏襲し、多様な性を尊重し、誰もがともに責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進していきます。

認め合い 支え合い とともに創るまち すみだ

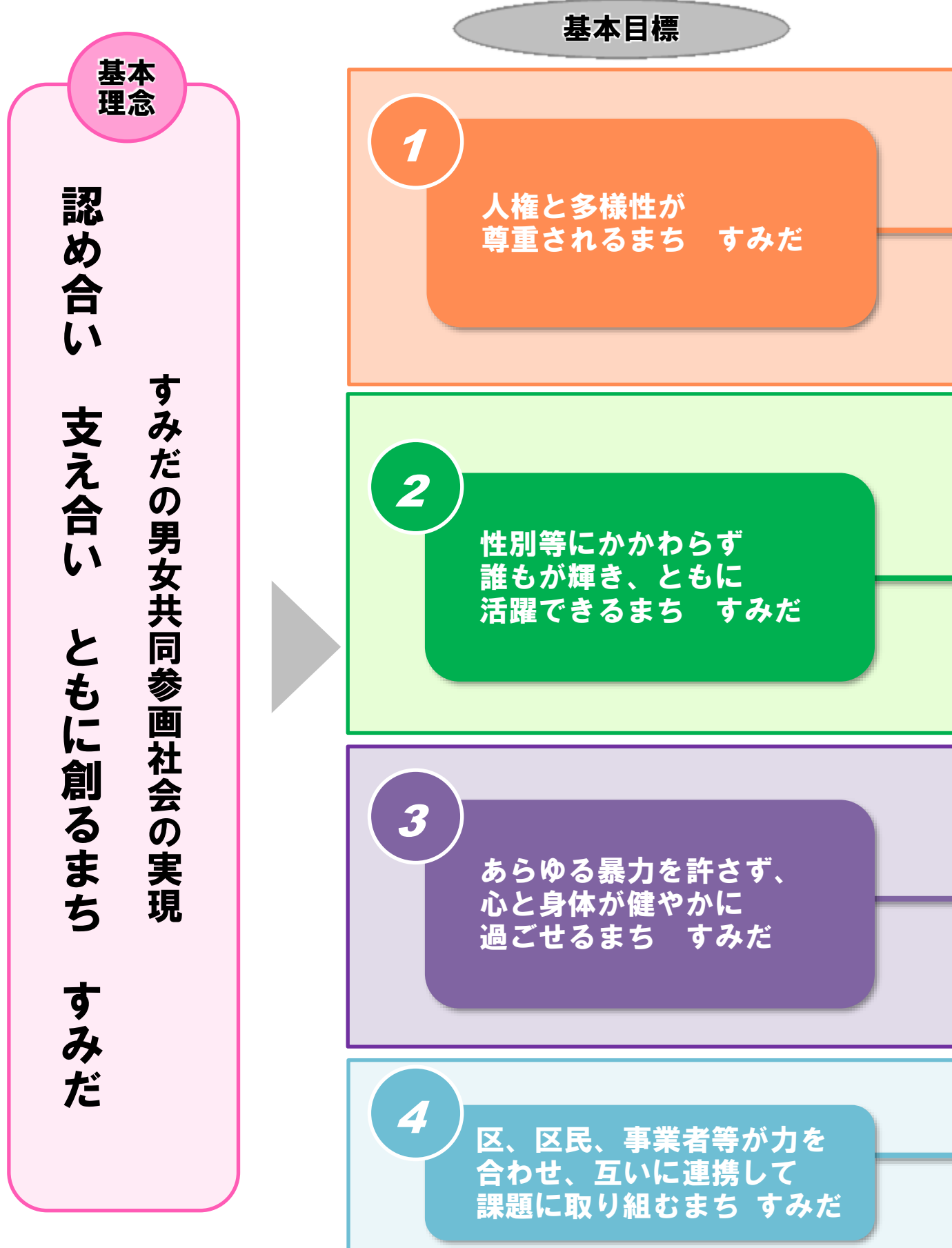
～ すみだの男女共同参画※社会の実現 ～

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する男女共同参画社会の実現を目指します。

※「すみだの男女共同参画」とは、多様な性を包摂しています。

5 計画の体系

計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。



施策の方向

課題

(1) 男女共同参画意識を
高めます

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

(2) 多様な性を理解し、
人権を尊重する社会づくり
を進めます

- ① 人権尊重意識の啓発と適切な情報発信
- ② 多様な性の理解促進
- ③ 性的マイノリティへの支援

(3) 男女共同参画の視点で
地域力を高めます

- ① 地域における男女共同参画の推進
- ② 防災・防犯における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画

(1) ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)を
推進します

- ① 誰もが共に担う子育てへの支援
- ② 誰もが共に担う介護(介助)への支援
- ③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

(2) 性別等にかかわらず
誰もがいきいきと働ける
よう支援します

- ① 働く場での女性の活躍推進
- ② 就業における男女共同参画の推進

(3) 意思決定過程への
女性の参画を進めます

- ① 意思決定過程への女性の参画促進

基本V 計画止

(1) あらゆる暴力の根絶の
ための施策を進めます

- ① 配偶者等からの暴力(DV)の防止・早期発見・被害者支援
- ② 男女共同参画社会を阻害するあらゆる暴力の根絶

(2) 心と身体を尊重する
社会づくりを進めます

- ① 生涯を通じた健康支援

(3) 誰もが安心して暮らせる
環境の整備を進めます

- ① 経済的な困難を抱える人への支援
- ② 高齢、障害、国籍等による多様な困難を抱える人が安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 計画の推進体制を
充実します

- ① 男女共同参画推進体制の充実・強化
- ② すみだ共生社会推進センターの機能充実・活動強化
- ③ 民間団体、企業への情報提供と啓発

基本目標

1

人権と多様性が尊重されるまち すみだ

男女共同参画社会の実現を阻害する要因として、社会のあらゆる場に根付いている固定的な性別役割分担意識があります。こうした意識やそれに基づく慣習は幼少期の環境や身近な人間、メディア等の影響を受けて形成されるため、家庭や学校、職場などのあらゆる場における意識啓発や教育が重要です。

また、誰もが生活しやすいまちづくりのためには、性的マイノリティへの理解促進と支援に取り組むことが不可欠です。性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いの個性や生き方を認め合える意識の醸成を図る必要があります。

施策の方向 (1)

男女共同参画意識を高めます

主な取組

男女共同参画意識の向上を図ります。
家庭、学校、地域における学習機会を通じて男女共同参画や人権に関する意識の醸成を図ります。

施策の方向 (2)

多様な性を理解し、人権を尊重する社会づくりを進めます

主な取組

正しい情報提供による意識啓発に取り組みます。
性的指向・性自認等を理由とした差別や偏見をなくすための啓発や情報提供を推進していきます。
性的マイノリティの当事者やその家族等が安心して暮らせるための支援に取り組みます。

施策の方向 (3)

男女共同参画の視点で地域力を高めます

主な取組

地域、諸団体の自主的な男女共同参画の取組の支援を推進します。
性別等の多様な視点で防災・防犯における男女共同参画の取組を進めます。

基本目標

2

性別等にかかわらず誰もが輝き、 ともに活躍できるまち すみだ

女性の就業率は上昇傾向にあり、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりも進められてきました。しかし、依然として家事・育児・介護等の多くは女性が担っており、結婚や出産等を理由に女性が自分の希望どおりに働けなくなることも少なくありません。また、職場に残る長時間労働等の慣行は、男性の家庭への参画を阻む大きな要因となっています。また、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識が、女性の社会進出を阻んでいることがうかがえます。

家庭や職場、意思決定過程の場等、あらゆる分野に誰もが対等に参画できるよう意識啓発や支援の充実を図る必要があります。

施策の方向 (1)

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します【女性活躍推進計画】

主な取組

誰もが共に子育てができる環境整備を進めます。
誰もが共に介護（介助）ができる環境整備を進めます。
正しい情報提供による意識啓発に取り組みます。

施策の方向 (2)

性別等にかかわらず誰もがいきいきと働けるよう支援します【女性活躍推進計画】

主な取組

誰もが働きやすい職場環境の促進に努めます。
就業における女性と男性の活躍を支援します。

施策の方向 (3)

意思決定過程への女性の参画を進めます【女性活躍推進計画】

主な取組

意思決定過程への女性参画を促進します。

基本目標

3

あらゆる暴力を許さず、心と身体が 健やかに過ごせるまち すみだ

男女共同参画社会の実現を阻む配偶者等からの暴力（DV）やハラスメント、虐待、性暴力といった様々な暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を許さない社会環境の整備や、被害者支援等の安全・安心を守るための取組を強化する必要があります。

また、安心・安全に暮らすためには心身の健康を守ることが重要です。特に女性の心身の状況は生涯を通じて大きく変化するため、生涯にわたる健康支援を進める重要性について認識を高めていく必要があると考えられます。

誰もが安心して地域で生活できるよう、引き続き、きめ細かい支援が求められます。

施策の方向（1） あらゆる暴力の根絶のための施策を進めます【DV防止基本計画】

主な取組

配偶者等からの暴力の予防啓発と対策に努めます。
セクシュアル・ハラスメント等を防止するため、情報提供や啓発活動を推進します。

施策の方向（2） 心と身体を尊重する社会づくりを進めます

主な取組

健康のための正確な知識・情報の提供、相談機能の充実を図ります。

施策の方向（3） 誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます

主な取組

困難を抱える家庭への自立に向けた支援に取り組みます。
安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標

4

区、区民、事業者等が力を合わせ、 互いに連携して課題に取り組むまち すみだ

男女共同参画社会の実現は、行政だけで実現できるものではありません。社会情勢の変化や墨田区の地域性を踏まえ、区や区民、事業者等がそれぞれの立場から主体的に男女共同参画に関する取組を進めるとともに、互いに連携して取組を展開することが重要です。また、すみだ共生社会推進センターが男女共同参画を進める上での拠点として、その機能を十分に発揮できるよう、区民や関係機関・団体と協働しながら啓発、相談等の様々な事業を進める必要があります。

施策の方向（1） 計画の推進体制を充実します

主な取組

庁内関係部署及び関係団体と連携し、計画の推進を図ります。
区民との協働による効果的な事業展開を図ります。
今日的課題に取り組み、男女共同参画を推進していけるよう、最新の情報提供に努めます。

「すみだ女性センター」は「すみだ共生社会推進センター」に名称を変更します！



すみだ女性センターは、男女共同参画の推進拠点施設として、意識啓発や人材育成、講座・講演会の実施、団体活動の支援等に取り組んできました。

「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」の施行により、多様な性を包摂（インクルーシブ）する男女共同参画社会の実現に向け、より一層取組を充実させるために、2024（令和6）年4月から、施設の名称を「すみだ共生社会推進センター」に変更します。

すみだ共生社会推進センター ご案内

【主な事業内容】○各種講座事業 ○相談事業（女性のためのカウンセリング & DV 相談や多様な性に関する相談） ○区立図書館と連携した情報資料コーナー運営事業 ○施設貸出事業

〒131-0045 東京都墨田区押上二丁目12番7-111号

京成線・都営浅草線・半蔵門線・東武線「押上駅」下車A3出口徒歩5分
東武線「とうきょうスカイツリー駅」下車徒歩7分

都バス（錦40）「向島三丁目」徒歩1分



コラム

掲載予定



墨田区 総務部 人権同和・男女共同参画課

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-1111（代表）

墨田区HP：<https://www.city.sumida.lg.jp>

2024（令和6）年●月発行



ひと、つながる。
墨田区